

区 分		年 月 日
農業振興地域指定		昭和48年3月30日
整備計画認定		昭和49年5月31日
第1回 特別管理	地域指定	昭和54年度
	変更許可	昭和56年4月4日
第2回 特別管理	地域指定	平成7年度
	公 告	平成20年11月21日
第3回 特別管理	地域指定	令和5年度
	公 告	令和6年11月8日

京田辺農業振興地域整備計画

京 田 辺 市

目次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方針	1
	(2) 農業上の土地利用の方向	2
2	農用地利用計画	3
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	3
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	3
2	農業生産基盤整備開発計画	4
3	森林の整備その他林業の振興との関連	4
4	他事業との関連	4
第 3	農用地等の保全計画	4
1	農用地等の保全の方向	4
2	農用地等保全整備計画	4
3	農用地等の保全のための活動	4
4	森林の整備その他林業の振興との関連	4
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	4
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	4
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	4
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る為の方策	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第 5	農業近代化施設の整備計画	7
1	農業近代化施設の整備の方向	7
2	農業近代化施設整備計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	8
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	8
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	8
3	農業を担うべき者のための支援の活動	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	8
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	9
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図る為の方策	9
3	農業従事者就業促進施設	9
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 8	生活環境施設の整備計画	9
1	生活環境設備の整備の目標	9
2	生活環境設備の整備計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	9
第 9	付図 (別添)	9
1	土地利用計画図 (付図 1 号)	9
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号)	9
3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)	9
別 記	農用地利用計画	9

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方針

ア 土地利用の構想

本市は、京都府の南西部にあつて、南山城地域の中央やや西寄りに位置し、東西5.5km、南北10.9km、総面積4,294haの広さを持つ市である。地形は、甘南備山系が南北に走り、いくつかの谷や沢を頂きながら、東へ向かって傾斜している。一方、東には木津川を境にし、その提内に古代から続く豊かな水田地帯を形成している。

市の人口は昭和40年代以降の都市化、住宅地開発の進展によって人口が飛躍的に増加し、昭和50年代までの10年間の人口増加率は84.5%に達し、令和元年6月には7万人に達した。

土地の利用状況は、農業振興地域1,799.1haのうち、農用地1,103.1ha（農業用施設用地15.1ha含む）、山林原野84.1ha、宅地106.7ha、工場用地19.6ha、その他485.6haとなっている。また、全農用地1,088.0haの地目別内訳は田811.1ha、畑242.0ha、樹園地34.9haとなり、今後は積極的に優良農地の確保につとめ水稻、茶、なす等特産物の生産を高めるものとする。

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和5年	1,088.0	60.5	15.1	0.8	84.1	4.7	106.7	5.9	19.6	1.1	485.6	27.0	1,799.1	100.0
目標 令和10年	1080.0	62.8	15.1	0.8	84.1	4.8	106.7	6.2	19.6	1.1	414.8	24.1	1720.3	100.0
増減	△8.0	/	0.0	/	0.0	/	0.0	/	0.0	/	△70.8	/	△78.8	/

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地1,088.0haの内、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地約644.6haについて農用地区域を設定する方針である。

a 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地約10.8ha

地域、区域及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
田辺公園拡張、薪幼稚園 駐車場、その他公共施設 等	興戸、薪、松 井、大住、等	ha 5.6	ha	ha 5.6	
市街化区域編入予定地	松井	5.2		5.2	

b 市道山本玉水線及び直田川等に囲まれ、田・畑と既存宅地が点在する2.5haを含み、集落区域内に介在する農用地等（該当集落数：26集落）約72.7ha

c 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図る事が相当でないと認められる農用地約163.2ha

d その他

(a) 府道東畑井手線沿いの2.9ha、市道薪新田辺線沿いの2.0haを含み、道

路沿線市街地として開発が進みつつある国道、府道、市道沿いの農用地で、約 76.5ha

(b) 国道307号線と市街化区域に挟まれた1.3ha、三山木中央と隣接し、三山木都市下水路に囲まれた1.7haを含み、市街化区域に隣接しているため農用地の確保が困難である地域の農用地約120.2ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業施設用地14.0haについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況山林、原野のうち(ア)において農用地区域を設定する方針として農用地に介在し、または接するものであつて当該農用地と一帯的に保全する必要がある山林、原野約10.2haについて、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は、米、野菜を中心として生産されているが、その他地域の特性を生かした、なす、茶、などを重点作物と定めて生産拡大を図っていく方針である。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
大住	160.2	153.6	△6.6	—	—	—	—	—	—	3.2	3.2	0.0	163.4	156.9	△6.5	1.7
田辺	89.8	89.8	0.0	—	—	—	—	—	—	6.6	6.6	0.0	96.4	96.4	0.0	0.0
草内	148.0	141.5	△6.5	—	—	—	—	—	—	2.9	2.9	0.0	150.8	144.3	△6.5	0.2
三山木	98.0	98.0	0.0	—	—	—	—	—	—	0.9	0.9	0.0	98.9	98.9	0.0	0.2
普賢寺	148.6	148.6	0.0	—	—	—	—	—	—	0.4	0.4	0.0	149.0	149.0	0.0	8.1
計	644.6	631.6	△13.0	—	—	—	—	—	—	14.0	14.0	0.0	658.4	645.4	△13.0	10.2

イ 用途区分の構想

(ア) 大住地区

大住地区の松井、西八の105.5haについて既に基盤整備がなされている。農業生産は水稻と野菜作りが主体で昭和55年に実施した新農業構造改善事業の完了したところにおいては施設栽培が行われており、水稻となす・花菜などの輪作体系として土地利用を行う。

(イ) 田辺地区

本市の中心として栄え、現在も都市化が著しく、農用地確保が困難な地域であるが、薪、興戸は特産なすの栽培が行われている。平成28年にはJ A京都やましろ「茄子選果場」が完成し、引き続き水稻となす・花菜などの輪作体系を取りながら今後も水田として利用する。

(ウ) 草内地区

木津川左岸沿いに位置し、水稻、茶を中心に栽培されており、近年、えびいもの栽培も増加しており、今後も現況どおり確保し利用していく方針である。

(エ) 三山木地区

関西文化学術研究都市に隣接し、駅前開発が行われたことで、道路網など関連施設の整備に伴い農用地が分断化や減少の傾向にある。一方で京都やましろ農業協同組合による直売所が開設されるなど、農業者が収益率を高めやすい地区となっている。また、精華町に隣接する江津地区においては基盤整備が実施され、39.3ha

が基盤整備され、今後も現況どおり利用する。

(オ) 普賢寺地区

6 集落の内、山間部に位置する 4 地区については、83.0ha 基盤整備が行われ、水田が中心であるが、維持管理がなされている。また、高付加価値を付けることが出来れば地域振興を図れる可能性があることから、モノ消費からコト消費への農業の構造の転換を探っていく。

ウ 特別な用途区分の構想

上記の用途区分の範囲内で、飯岡地区と宮ノ口地区において都市近郊の農地等、都市と農村の交流に資するとともに、緑地空間として保全するため、市民農園区域として指定する。

2 農用地利用計画
別紙の通り

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

京田辺市域内の水田については、平坦な集団農地が多く、条件としては恵まれている。一方、山間においては傾斜度100分の20の水田が全体の5～8%を占めている。又、田の形状は、一筆当たりの平均面積は約670㎡となっているが、木津川左岸を中心に条里制より約10アール区画の水田があるものの、農道整備や用排水の分離が出来ていなく、耕作には支障をきたしている。ほ場整備については昭和55年度から西八区において実施した新農業構造改善事業を手始めとして、普賢寺地域や大住地域、江津地区では場整備事業に取り組み、今後もさらに推進を図る。

ア 大住地域

松井・西八地区については、ほ場整備事業が完了し、基盤整備が完了しているが、他の東林・岡村・三野地区については、水田は狭小、不整形であり、集落と介在する農地も多い。このため、都市近郊における優良農地の確保、土地の集団化等により収益性の高い農業経営の展開を目指すため、ほ場整備等の事業化について啓発等を進める。

イ 田辺地域

本市の中心として現在も都市化が著しく、天井川の天津神川、国道307号線、主要府道の八幡木津線、幹線市道及び市街化区域等に囲まれ、優良な農用地の確保が困難な地域である。このため、ほ場整備等の農業基盤整備事業の実施は困難であり、市単独土地基盤整備事業等の小規模な事業により、整備を図っていく。

ウ 草内地域

草内地区の水田は、木津川左岸の平坦地に位置し、古くは条里制により整備されており、農道整備事業や排水整備事業により、一定整備されているが、用排水の分離が出来ていない飯岡地区においては、ほ場整備等の事業化について啓発等を進める。

エ 三山木地域

三山木地区は木津川左岸の平坦地と市街化区域を挟んだ丘陵地帯にわかれ、木津川左岸の平坦地については、条里制により一定整備出来ており、農道等の整備が出来ていなかった江津地区においては、ほ場整備事業を実施している。一方、丘陵地域の農地は、山間谷地田で上流部の丘陵地域で宅地開発が実施されるなど、農業基盤整備事業の実施は困難な地域である。

オ 普賢寺地域

山間部に位置する 4 地区については、83.0ha 基盤整備が行われたが、他の地

域については農用地の集団化が困難な地域で、大規模な農業基盤整備事業の実施することは困難な地域である。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	ほ場整備	飯岡地区	30.0ha	I	
区画整理	ほ場整備	西八・東林	30.0ha	II	

3 森林の整備その他林業の振興との関連 なし

4 他事業との関連 特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

普賢寺地区など中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しており、農用地区域内の耕作放棄地については、「地域農業の将来計画（地域計画）」の作成を通じて、地域農業の仕組みづくりと担い手農家等への農地集積を図っていく。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用して、農地や道路・水路の適正な管理と農業生産活動の継続を行っていく。一方、老朽化してきているため池や用排水施設等の改修等を計画的に実施していく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農業農村整備事業	排水機場更新	大住地区	21ha	①	農村地域防災減災事業 三野
農業農村整備事業	排水機場更新	東地区	211ha	②	農村地域防災減災事業 神矢
農業農村整備事業	排水機場更新	田辺地区		③	農村地域防災減災事業 田辺

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を活用し集落協定に基づく農地保全活動に対し支援するとともに、多面的機能支払交付金に取り組み、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などの幅広い参加により農地の保全と農業用施設を長持ちさせるためのきめ細やかな活動を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連 なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するための具体的な経営の指標は、市及び周辺

の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得・時間
施設園芸 トマト専作	<作付け面積> トマト＝延べ120a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a ロックール栽培 促成栽培と抑制栽培の2作出荷 無人防除機の導入 コンピューター管理による複合環境制御	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・パソコン等 による 経営管理	・労働ピーク 時における 臨時雇用の確保	(主) 6,307千円 2,000hr (家) 1,760千円 2,000hr (雇) 3,834hr
茶① てん茶	<作付け面積> 手摘てん茶=50a 刈りてん茶=100a	<資本装備> てん茶 JAの共同 工場	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・収穫時における 臨時雇用の確保	(主) 4,500千円 756hr (家) 500千円 700hr (雇) 2,000hr
茶② てん茶	<作付け面積> 刈りてん茶=200a	<資本装備> てん茶 JAの共同 工場	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・収穫時における 臨時雇用の確保	(主) 5,344千円 1,052hr (家) 300千円 400hr (雇) 400hr
花き 花壇苗	<作付け面積> 花壇苗＝延べ125a	<資本装備> 鉄骨ハウス＝ 50a 年間2.5回出荷 固定ベンチ ミストかん水装置 複合環境制御 自動播種機	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・収穫時における 臨時雇用の確保	(主) 6,000千円 2,000hr (家) 1,000千円 1,000hr (雇) 940hr

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理	農業従事の	所得・時間
------	------	------	------	-------	-------

			の方法	態様等	
水稻 (作業受託) 3戸共同	<作付け面積> 水稻=40ha (自作地 5ha) (借入地 15ha) (作業受託20ha) (全面受託以外に乾燥調製受託)	<資本装備> (中型機械体系) 田植機施肥 6条2台 トラクター40ps 2台 コンバイン4条刈 2台 乾燥機 30石3台 25石3台 色彩選別機 1台 粳摺り機 5インチ2台 品種:キヌヒカリ、ヒノヒカリ (その他の条件) ・ほ場整備の実施と集団化	・法人化 ・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・組織自己 資本の充 実	・作期分散 による労 力の分散 ・週休2日 の導入 ・社会保健 等の加入	(主) 4,686千円 2,100hr

[水稻等との複合品目の組合せ作物]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事の 態様等	所得・時間
施設軟弱 野菜	<作付け面積> コマツナ= 延べ100a	<資本装備> パイプハウス 20a 基本は周年栽培	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施		(主) 2,695千円 2,000hr (家) 839千円 1,212hr
露地野菜 ①	<作付け面積> ナス= 20a	<資本装備> 苗はJAの育苗センター 共選共販	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施		(主) 2,100千円 1,852hr (家) 720千円 910hr
露地野菜 ②	<作付け面積> エビイモ= 20a	<資本装備> 共選共販	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施		(主) 650千円 832hr (家) 400千円 680hr
茶 玉露	<作付け面積> 手摘み玉露=15 0a	<資本装備> 玉露 35K 1ライン	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・収穫時に おける臨 時雇用の 確保	(主) 3,000千円 957hr (家) 400千円 900hr (雇) 5,397hr
露地野菜 ③	<作付け面積> 花菜= 10a	<資本装備>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施		(主) 502千円 700hr (家) 50千円 64hr

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
50%	

安定兼業農家のシェア $50a \times 300戸 = 150ha$
 水稻の組織経営体のシェア $40ha \times 5集団 = 200ha$
 野菜の個別経営体のシェア $30a \times 20戸 = 6ha$
 茶の個別経営体のシェア $2ha \times 10戸 = 20ha$
 水稻野菜複合経営によるシェア $20a \times 100戸 = 20ha$
 水稻野菜花複合経営によるシェア $20a \times 20戸 = 4ha$
 農用地面積 $400ha \div 800ha = 50\%$

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、農地中間管理機構を活用し、「地域農業の将来計画（地域計画）」により利用権の設定を促進し、認定農業者等担い手農家への集積を進める。また、地域農業の仕組みづくりを進めるため、各地域に農作業受託組織を育成し、それらの組織が地域の水稲の相当部分を担っていくように育成する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る為の方策

中間管理事業による利用権の設定であっても、これまでどおり地域に根ざした農業委員会の委員を中心とする農地の貸し手、借り手の掘り起こしと、認定農業者等担い手農家への利用権の設定を促進し、農用地の利用集積を図る。

また、松井、飯岡、普賢寺地区にある農作業受託組織の法人化等組織強化と受託面積の拡大を図るとともに、その他の地区においても農作業受託組織の育成を進め、市全体で5個の組織経営体設置を図る。

また、複数の水稻品種を栽培し、作業時期をずらすことにより、各組織が、施設・機械に過剰投資とならないようにする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

水稻の農作業受託組織の設立と合わせて、その核となるライスセンターの整備を進めるとともに、その受託面積に見合った乾燥機等の施設整備を進める。また、コンバイン等の共同利用機械の導入を進める。

(1) 大住地区

大住地区の農作業受託組織である松井第七機械化組合について、受託面積の増加に見合ったライスセンターの機械の導入を進める。

(2) 田辺地区

指定野菜の「茄子選果場」の整備が完了している。水稻についても特別栽培米生産を中心とした農作業受託組織の育成を進める。

(3) 草内地区

草内地区の農作業受託組織である飯岡グリーン21ファーム・アグリ京田辺・草内特別栽培米生産組合について、受託面積の増大に見合った施設、機械の導入を進める。

(4) 三山木地区

江津地区の農作業受託組織である江津特別栽培米部会について、受託面積の増加に見合った機械の導入を進める。その他の地区についても農作業受託組織の育成を進め、その組織の核となるライスセンターの整備を進める。

(5) 普賢寺地区

普賢寺地区の農作業受託組織である水取ライスファーム、ルネッサ普賢寺、天王集落営農組織の組織強化と受託面積の増大に見合った施設、機械の導入を進めるとともに、普賢寺ふれあいの駅の販売施設の充実を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種 類	位置及び規 模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
—	—	—	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連
なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
なし

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
—	—	—	—	—	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

京田辺市地域農業再生協議会を設置し、認定農業者等の育成支援、農業経営の法人化支援、集落営農組織化支援を行う。

具体的には、認定農業者等の再認定を図るとともに、新たな認定農業者の掘り起こしを行う。また、農作業受託組織、朝市等の販売組織の育成をすすめ、これら組織の組織強化を図るための法人化等を検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連
なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の他産業就業の目標

単位：人

区 分	男	女	計
主に仕事に従事した人	6 9 0	3 6 3	1 0 5 3
自営農業が主の人	3 3 2	1 5 6	4 8 8
勤務が主の人	3 1 2	1 8 5	4 9 7
農業以外の自営業が主の人	4 6	2 2	6 8
他			
主に学生	4 1	4 0	8 1
主に家事・育児が主の人	4 5	3 9 4	4 3 9
計	7 7 6	7 9 7	1 5 7 3

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図る為の方策

本市は、大都市に隣接しており、また、工場等も多くあることから、現状では兼業農家での就業機会は比較的恵まれている。しかし、今後は、農業の後継者育成のためにも、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努め、農業従事者の就業の安定を図る。

3 農業従事者就業促進施設

なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境設備の整備の目標

都市農村交流を推進し、遊休荒廃農地等を解消するため、市民農園の整備を図る。

2 生活環境設備の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
—	—	—	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

なし

第9 付図 （別添）

1 土地利用計画図（付図1号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別 記 農用地利用計画

（1）農用地区域及び用途区分

次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「現況農用地」欄に掲げる土地、「現況農業用施設用地」欄に掲げる土地及び「現況山林原野等」欄に掲げる土地を農用地区域とし、その農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

